

兵庫県公報

令和2年1月28日 火曜日 第77号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 港湾隣接地域の指定の変更に係る公聴会の開催（港湾課）	7
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	8
公 告	
○ 落札者等の公示（東播磨県民局）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
正 誤	
○ 平成31年3月19日付け兵庫県公報号外中	10

告 示

兵庫県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
栗栖土地改良区	令和2年1月7日



兵庫県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第1工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った

日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年1月28日から同年2月17日まで
- 3 縦覧の場所
南あわじ市役所



兵庫県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第2工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年1月28日から同年2月17日まで
- 3 縦覧の場所
南あわじ市役所



兵庫県告示第76号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町玉巻、長野の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町玉巻及び長野の各一部
- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町篠場、青田の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町篠場及び青田の各一部

- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町下滝、阿草の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町下滝及び阿草の各一部
- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成28年8月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市津井2（津井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市津井の一部
- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成29年5月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（八千代区中三原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町八千代区大和の一部
- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区寺河内の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
香美町村岡区寺河内の一部
- (5) 認証年月日
令和2年1月16日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（小代区新屋の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
香美町小代区新屋の一部

- (5) 認証年月日
令和2年1月16日



兵庫県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区訓谷字栃谷3の5、字獅々ヶ谷4の4
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区訓谷字栃谷3の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第79号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
グリコ兵庫アイスクリーム株式会社
三木市志染町広野5丁目70番地
代表取締役社長 岡本春実
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
グリコ兵庫アイスクリーム株式会社
三木市志染町広野5丁目70番地
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	2号口 洗浄施設
能	力	15t/時
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後

使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～翌0時 100分間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	8	9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	450	460
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	400	420
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	20	40
	窒素含有量 (単位 mg/L)	20	30
	燐含有量 (単位 mg/L)	10	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	10	10	

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年1月28日から同年2月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市産業環境部生活環境課



兵庫県告示第80号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)
- 2 作業期間
令和2年1月24日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
赤穂市木津地内



兵庫県告示第81号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)
- 2 作業期間
令和2年1月24日から同年3月25日まで
- 3 作業地域

佐用町佐用地内



兵庫県告示第82号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び平板測量）
- 2 作業期間
令和元年12月24日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
新温泉町内山地内



兵庫県告示第83号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年1月14日から同年2月29日まで
- 3 作業地域
西宮市高塚町地内



兵庫県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間
令和元年11月25日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
西宮市常磐町及び千歳町地内



兵庫県告示第85号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年11月25日から同年12月25日まで
- 3 作業地域

西宮市前浜町地内



兵庫県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年1月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年1月28日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 本竜野停車場線	たつの市龍野町中村字大塚302番2から 同 市龍野町堂本字岸ノ下2番1まで	旧	16.0から 59.0まで	271.0	
	たつの市龍野町堂本字上長堀43番13から 同 市龍野町堂本字岸ノ下2番1まで	新	16.0から 27.0まで	218.0	



兵庫県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
長寿ガ丘	宝塚市		長寿ガ丘		761番6の一部、761番49の一部、761番62の一部、761番278の一部、761番283の一部、761番49から761番62に至る地先の無番地の一部



兵庫県告示第88号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域の指定の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 令和2年2月3日（月）午後2時から
- 2 場所 尼崎市道意町7-21 尼崎港管理事務所 3階会議室
- 3 予定区域

尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域

平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地区

尼崎市平左衛門新田、丸島町、元浜町及び道意町地内の次の(1)から(26)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域

- (1) 世界測地系 東経135度23分59.7秒 北緯34度42分59.9秒
- (2) 世界測地系 東経135度23分59.0秒 北緯34度42分59.7秒

- (3) 世界測地系 東経135度23分59.4秒 北緯34度42分52.0秒
- (4) 世界測地系 東経135度24分02.2秒 北緯34度42分42.5秒
- (5) 世界測地系 東経135度24分02.0秒 北緯34度42分39.3秒
- (6) 世界測地系 東経135度24分00.3秒 北緯34度42分33.8秒
- (7) 世界測地系 東経135度23分15.0秒 北緯34度42分32.5秒
- (8) 世界測地系 東経135度23分04.0秒 北緯34度42分33.7秒
- (9) 世界測地系 東経135度23分02.6秒 北緯34度42分33.5秒
- (10) 世界測地系 東経135度23分01.6秒 北緯34度42分33.1秒
- (11) 世界測地系 東経135度23分00.9秒 北緯34度42分32.6秒
- (12) 世界測地系 東経135度23分00.2秒 北緯34度42分31.6秒
- (13) 世界測地系 東経135度22分45.5秒 北緯34度41分50.6秒
- (14) 世界測地系 東経135度22分43.8秒 北緯34度41分47.3秒
- (15) 世界測地系 東経135度22分43.5秒 北緯34度41分46.6秒
- (16) 世界測地系 東経135度22分42.5秒 北緯34度41分45.7秒
- (17) 世界測地系 東経135度22分41.6秒 北緯34度41分45.9秒
- (18) 世界測地系 東経135度22分40.9秒 北緯34度41分44.1秒
- (19) 世界測地系 東経135度22分41.7秒 北緯34度41分42.6秒
- (20) 世界測地系 東経135度22分29.4秒 北緯34度41分13.8秒
- (21) 世界測地系 東経135度22分34.8秒 北緯34度41分08.7秒
- (22) 世界測地系 東経135度22分16.6秒 北緯34度40分52.6秒
- (23) 世界測地系 東経135度22分08.1秒 北緯34度40分59.7秒
- (24) 世界測地系 東経135度22分21.8秒 北緯34度41分23.3秒
- (25) 世界測地系 東経135度22分33.8秒 北緯34度41分51.8秒
- (26) 世界測地系 東経135度22分32.3秒 北緯34度41分51.3秒



兵庫県告示第89号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 株式会社ドリームハウジング
- 2 代表者氏名 上山 豊
- 3 事務所所在地 西宮市高木東町30—16
- 4 免許番号 兵庫県知事(2)第300362号
- 5 免許年月日 平成27年9月10日

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年1月28日

契約担当者

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県尼崎総合庁舎ほか12施設で使用する電気 予定数量3,223,063キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県東播磨県民局 加古川市加古川町寺家町天神木97—1
- 3 落札者を決定した日

令和2年1月15日

- 4 落札者の名称及び住所
中部電力株式会社 名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額（税抜）
45,403,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年11月19日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町宮脇字三反田64番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目2番11号
株式会社たか屋 代表取締役 鎌田経彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年12月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-2号（1たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町鶴字榎ノ本355番1、355番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保517番地の3
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年12月27日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-10-2号（1太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字中ノ壺446番1、447番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区大淀中一丁目1番30号
積和不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康

3 許可年月日及び許可番号

令和元年11月14日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-11-2号（1太子）

正 誤

○平成31年3月19日付け兵庫県公報号外中

平成31年3月19日（号外）公布兵庫県条例第6号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の同月29日公布により、同表の右欄に掲げる字句となった。

56ページ上から2	平成31年法律第 号	平成31年法律第2号
-----------	------------	------------